平成２６年（フ）第３５号
高知県高岡郡四万十町南川口570番地、前住所東京都荒川区荒川２丁目36番２―201号ＥＶＥＲＧＲＥＥＮ
債務者　村田　智美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１７６８号
愛知県瀬戸市西米泉町160番地　フラットワン101
債務者　若月　真菜
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１号
熊本県荒尾市宮内261番地１
債務者　塩山　裕二
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１６８９号
名古屋市千種区千種１丁目19番21号　七福コーポ406号
債務者　西本龍子こと　李　　龍子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２８号
名古屋市港区春田野３丁目1215番地　ヤマトマンション春田野205号
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６号
平成25年11月25日までの住所青森県弘前市大字旭ヶ丘２丁目７番地１　三上住宅３号、現住所青森県以下秘匿
債務者　中田　節子（昭和25年12月20日生）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１５９号
青森県弘前市大字豊原２丁目２番地１　アルカディア豊原213号
債務者　石澤　治彦
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１６６号
青森県弘前市大字緑ケ丘３丁目８番地１　市営住宅Ｃ―101号
債務者　柴谷　彩子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４１９号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥３丁目４番地の５　富岡荘101
債務者　三橋　直枝
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７２号
青森市桜川２丁目３番２号　メゾンドール桜川１号
債務者　工藤　忠一
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
千葉県流山市前ケ崎669番地の２　ルネ南柏212
債務者　八角　敏夫
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４９号
千葉県流山市南流山６丁目11番地の４　岩間サンシャインハイツ201
債務者　鹿島　　舞
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５４３号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目13番30―101号
債務者　冨川　剛久
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２３号
神奈川県秦野市立野台３丁目16番地の７　エスポワール立野Ｂ201号、前住所神奈川県足柄上郡中井町井ノ口760番地９
債務者　渡部　幸廣
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５１号
神奈川県厚木市妻田西２丁目26番31号
債務者　五十子由美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７９５号
名古屋市中川区吉津４丁目2512番地　フリーダムＫ101号
債務者　石川恵里子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部